⑶　大学改革支援・学位授与機構債務負担金（＊３）	(14,174,620)	(13,921,737)	252,883
⑷　長期借入金（＊３）	(28,249,600,815)	(24,478,168,101)	3,771,432,714
⑸　リース債務（＊３）	(1,977,188,109)	(1,966,060,753)	11,127,356

（＊１）負債に計上されているものについては、(　) で示しております。
（＊２）未収附属病院収入に個別に計上している徴収不能引当金を控除しております。
（＊３）一年以内返済予定額を含めた金額を記載しております。

㈱　時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の三つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

有価証券及び投資有価証券

国債及び社債は相場価格に基づき評価された取引金融機関からの提示価格によっております。これらは市場取引の活発度合いを考慮し、国債はレベル１の時価に、社債はレベル２の時価に分類しております。

未収附属病院収入

未収附属病院収入のうち貸倒懸念債権については、担保又は保証による回収見込額等を用いた割引現在価値法により時価を算定しており、レベル３の時価に分類しております。その他の未収附属病院収入は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、帳簿価額をもって時価としております。

大学改革支援・学位授与機構債務負担金、長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

Ⅷ．賃貸等不動産に関する事項

当法人は山口市その他の地域において、賃貸収益を得ている不動産を有しておりますが、重要性が乏しいため記載を省略しております。

Ⅸ．資産除去債務

１．資産除去債務の概要

石綿障害予防規則等の規定に基づく建物のアスベスト除去義務、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」（フロン回収・破壊法）の規定に基づく空調機のフロン除去義務、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づく放射性同位元素等を使用している建物等の除去費用であります。

２．資産除去債務の金額の算定方法

使用見込み期間を残存耐用年数に基づいて見積もり、割引率は期間に応じた国債利回りを使用しております。

３．当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	76,093,715円
有形固定資産の取得に伴う増加額	406,295,919円
時の経過による調整額	4,897,626円
資産除去債務の履行による減少額	―円
その他増減額	―円
期末残高	487,287,260円

Ⅹ．退職給付に係る注記

１．採用している退職給付制度の概要

当法人は、役員及び教職員の退職給付に充てるため、非積立型の退職一時金制度及び国家公務員共済組合法の退職等年金給付制度を採用しております。非積立型の退職一時金制度では、給付と勤務期間に基づいた一時金を支給しており、原則法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

２．確定給付制度

⑴　退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	640,362,020円
勤務費用	157,992,189円
利息費用	16,649,403円
数理計算上の差異の当期発生額	△　101,367,131円
退職給付の支払額	△　94,090,140円
期末における退職給付債務	619,546,341円

⑵　退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

非積立型制度の未積立退職給付債務	619,546,341円
退職給付引当金	619,546,341円

⑶　退職給付に関連する損益

勤務費用	157,992,189円
利息費用	16,649,403円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△　101,367,131円
合計	73,274,461円

⑷　数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表している。）

割引率3.8％

３．退職等年金給付制度

当法人の退職等年金給付制度への要拠出額は、139,621,872円であります。

Ⅺ．収益認識関係

当法人は、以下に記載する内容を除き、国立大学法人会計基準第77における収益に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

⑴　収益の分解情報

当法人は教育・研究・診療業務等の事業を実施しており、国立大学法人会計基準第77を適用する取引に係る主なサービス等の種類と収益の額は、附属病院収益31,488,729千円であります。

⑵　収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載しております。

⑶　当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約負債については、該当事項はありません。契約資産については、注記事項「貸借対照表関係」に記載しております。

Ⅻ．重要な後発事象

該当事項はありません。